

定 款

(2026年4月1日変更)

株式会社 武蔵野銀行

定 款

1951年12月13日 認証
2026年4月1日最終変更

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当銀行は、株式会社武蔵野銀行と称する。

英文では、The Musashino Bank, Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引
- (2) 債務の保証又は手形の引受けその他前号の銀行業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務
- (4) 信託業務
- (5) 前各号のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務
- (6) その他前各号の業務に付帯又は関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当銀行は、本店をさいたま市に置く。

(機 関)

第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当銀行の発行可能株式総数は2億4,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当銀行の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第9条 当銀行の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (5) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当銀行の単元未満株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当銀行に対し売渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当銀行の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿等に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当銀行の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手續等は、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当銀行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、臨時に基準日を定め、かつ、あらかじめ公告して、その基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは信託受託者、登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は信託受託者、登録株式質権者とすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第14条 定時株主総会は、毎決算日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、取締役頭取がこれに当たる。

- 2 前項の場合において、取締役頭取が不在又は事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- 2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

(議 事 録)

第19条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事

項を議事録に記載し、議長及び出席した各取締役がこれに記名押印して当銀行に保存する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当銀行の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員として選任された取締役又は任期満了前に退任した取締役の補充として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了する時までとする。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定する。ただし、業務の都合等により取締役会長、取締役副頭取、専務取締役又は常務取締役はこれを置かないことができる。

(代表取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

代表取締役は、各自当銀行を代表する。

2 取締役頭取、取締役副頭取及び専務取締役は、いずれも代表取締役をもってこれに当てる。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(顧問及び相談役)

第26条 当銀行は、取締役会の決議により、顧問若しくは相談役又はその双方を置くことができる。

(取締役会の権限)

第27条 取締役会は、法令及びこの定款に定める事項のほか当銀行の重要な業務執行につき決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長が置かれなないとき又は取締役会長が不在若しくは事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

2 取締役会の招集通知は、会日の7日前までに各取締役及び各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議等)

第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。

2 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した各取締役及び各監査役がこれに記名押印して当銀行に保存する。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任限定契約)

第32条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第33条 当銀行の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補充として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集)

第38条 監査役が監査役会を招集する場合、その通知は、会日の7日前までに各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(監査役会の決議)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある事項のほかは、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会の議事については、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した各監査役がこれに記名押印して当銀行に保存する。

(監査役会規程)

第41条 監査役会に関する事項は、法令又はこの定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任限定契約)

第42条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第43条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第44条 当銀行の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは信託受託者、登録株式質権者に支払うものとする。

(中間配当)

第45条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは信託受託者、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第46条 剰余金の配当及び中間配当は、その支払提供の日から5年を経過したときは、当銀行はその支払いの義務を免れるものとする。